

# 令和6年度商店街支援人材育成研修事業業務委託 企画提案競技実施要項

令和6年度商店街支援人材育成研修事業業務委託に係る企画提案競技の実施についてはこの要項に定めるとおりとする。

## 1 委託業務名

令和6年度商店街支援人材育成研修事業業務委託

## 2 委託業務内容

商店会員及びその他の商業者（以下「商店会員等」という。）並びに支援者である市町村・商工団体職員が、参加者相互の関係構築、商店街活動に対する意識の改革（マインドチェンジ）を経て商店街活性化に向けた企画・実行力を高め、商店街に係る課題の解決及び持続的な活動に取り組む人材の育成を目的とした研修を実施する。

## 3 委託期間

契約締結日から令和7年3月14日（金）まで

## 4 委託限度額

2,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

（※本業務の契約締結に係る上限額（消費税及び地方消費税を含む）であり、予定価格はこの範囲内で別途算定する）

## 5 参加資格の要件

次の（1）から（9）すべてを満たすこと。

- （1）法人格を有すること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- （3）埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者ではないこと。
- （4）企画提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けている者ではないこと。
- （5）企画提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けている者ではないこと。

- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (7) 法人税、法人県民税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している者でないこと。
- (8) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示（令和4年埼玉県告示第747号）に基づく令和5年度・6年度の物品等競争入札参加資格者名簿に、登録業種区分が「催物、映画及び広告の企画・制作並びにその他業務」のA、B又はC等級として登載された者のうち営業品目（小分類）に「催物の企画・運営等関連業務」を含む者又は平成31年4月1日以後に国や地方公共団体等と受託又は指定を受けた研修事業及びそれに類する事業の受託実績を有する者であること。
- (9) 本事業の実施について、委託者からの求めに応じて、随時、迅速かつ具体的な連絡、調整、協議等に対応できる者であり、業務委託仕様書の内容を確実に履行できる者であること。

## 6 スケジュール

募集から業務の受注者の決定までのスケジュールは以下のとおりとする。

委託事業実施要項の公表、募集開始	令和6年5月20日（月）
質問事項受付期限	令和6年5月24日（金）午前10時まで
質問事項回答	令和6年5月30日（木）午後 3時まで
参加申請書提出期限	令和6年6月 4日（火）午前10時まで
企画提案書等提出期限	令和6年6月 6日（木）午前10時まで
企画提案内容審査、審査結果通知	令和6年6月中旬
委託先候補者決定、契約締結	令和6年6月下旬

## 7 質問事項の受付・回答

募集の内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

### (1) 受付期限と回答期限

受付期限 令和6年5月24日（金）午前10時まで

回答期限 令和6年5月30日（木）午後 3時まで

### (2) 質問方法

「企画提案競技仕様書に関する質問書」（様式1号）に記入の上、担当課宛てに電子メール（a3750-11@pref.saitama.lg.jp）により送信すること。また、提出した場合は、必ず電話による到達確認を行うこと。

### (3) 回答方法

質問に対する回答は、質問を行った法人名等を伏せた上で、県ホームページにて公表する。ただし、内容によっては以下による方法で回答する場合がある。

- ア 趣旨が同じ質問は、集約して回答する場合がある。
- イ 参加資格に関すること、質問内容又は回答内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わることは、質問者に対してのみ回答する。
- ウ 質問内容によっては回答しない場合がある。なお、簡易な確認を除き、電話による質問には応じない。

## 8 企画提案競技参加表明

本企画提案に参加を希望する法人（以下「参加希望者」という。）は、以下に基づき、予め参加表明を行うものとする。

### (1) 提出期間

令和6年5月20日（月）～6月4日（火）午前10時まで

### (2) 提出方法

「令和6年度商店街支援人材育成事業業務委託に係る企画提案協議参加申請書」（様式2号）に記入の上、担当課宛てに電子メール（a3750-11@pref.saitama.lg.jp）により送信すること。また、提出した場合は、必ず電話による到達確認を行うこと。

## 9 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出は以下に基づき行うものとする。

### (1) 提出期間

令和6年5月20日（月）～6月6日（木）午前10時まで

### (2) 提出方法

- ア 前項「8 企画提案競技参加表明」により、参加申請を提出した者であること。
- イ 別添「令和6年度商店街支援人材育成事業業務委託企画提案競技仕様書（公募用）」を参照の上、実施要項「10 企画提案書等」に示す書類をPDF形式で作成の上、担当課宛てに電子メール（a3750-11@pref.saitama.lg.jp）により送信すること。また、提出した場合は、必ず電話による到達確認を行うこと。

## 10 企画提案書等

### (1) 全ての参加希望者が提出する書類等

提出する書類は以下のとおりとする。様式は任意とするが、レイアウトは横が望ましい。

#### ア 企画提案書

企画提案書は以下の構成とすること。

(ア) 表紙

- ・表題（令和6年度商店街支援人材育成研修事業企画提案書）
- ・応募者の住所、代表者氏名、連絡担当者氏名、電話番号、電子メールアドレス

(イ) 目次

(ウ) 提案内容等

a 基本方針

- ・本事業の目的や背景などを踏まえ、本業務を受託・実施するに当たってのコンセプトを記載すること。

b 具体的な企画案（商店街向けセミナー）

- ・参加者の想定人数、開催回数を記載すること。
- ・セミナー実施会場は研修を効果的に実施できる場所を候補とすること。
- ・商店会員等と市町村、商工団体が連携し商店街の活性化につながった事例などを題材としたセミナーを県内で1回以上開催すること。
- ・企画提案書には取り扱う事例の候補を複数記載するとともに、その事例の候補が本業務に効果的であると考え理由を併せて記載すること。

c 具体的な企画案（ワークショップ）

- ・参加者の想定人数、開催回数を記載すること。
- ・ワークショップ実施先（商店街）については、県内商店街の状況を踏まえ、考えられる候補を複数提案すること。
- ・ワークショップの実施前に参加希望者に対し事前説明会を1回以上実施し、内容について記載すること。
- ・商店会員等及び市町村・商工団体職員が「相互の関係構築」「商店街活動に対する意識の改革（マインドチェンジ）」「商店街活性化に向けた企画・実行力の向上」の各フェーズを段階的に習得するために効果的なプログラムを企画提案書で提案するとともに、提案したプログラムが本業務に効果的であると考え理由を併せて記載すること。
- ・県内商店街の状況を把握し、集合研修及び商店街での実践を組み合わせた内容とすること。

d 募集チラシの作成

- ・参加者への周知を効果的に行うためのチラシについて、提案者側で作成可能な案を提出すること。（過去実施した類似案件のセミナー等のチラシを添付することも可とする。）
- ・本業務の周知のための広報手段を記載すること。

e 研修記録の作成

- ・研修の内容及び効果をまとめた記録について、提案者側で作成可能な案を提出すること。（過去実施した類似案件のセミナー等の記録を添付することも可と

する。)

f 業務の管理体制

- ・コーディネーター、セミナー講師及びワークショップファシリテーター等業務に従事する者は経歴、資格、実務経験を有し、本業務を遂行するための十分な知見・ノウハウを有していることが分かるように記載すること。
- ・責任者、役割分担等が具体的に示され、県の要請に応じて即時の対応ができる体制となっていること。
- ・当該業務を確実に履行できるスケジュールとなっていること。

g 事業経費

- ・必要な経費が計上されており、予算範囲内で費用対効果に優れた積算となっていること。

**イ 業務実施体制調書（様式3号）**

本業務を実施するための社内及び社外の連携を含めた実施体制について記載すること。

**ウ 委託料の見積書（様式4号※参考様式）**

- ・「4 委託限度額」に掲げる上限の範囲内で作成すること。
- ・総額及び項目ごとの内訳表を作成すること。見積額は税込みで記載すること。  
なお、内訳には消費税及び地方消費税額も記載すること。

**エ 会社概要書（様式5号）**

必要事項を記載し、法人の概要が分かる書類を添付すること。

**オ 企画提案競技の参加に関する誓約書（様式6号）**

本要項「5 参加資格の要件」の全てを満たすことを確認し提出すること。

(2) 本県の競争入札参加資格を有さない参加者が提出する書類等

前項(1)に加え、提出する書類は以下のとおりとする。なお、以下の書類はPDFファイルにして企画提案書等の提出先に送付すること。

**ア 定款又は寄附行為及び履歴事項全部証明書**

履歴事項全部証明書については、提案日前3か月以内に取得したもの

**イ 決算関係書類**

過去1年分の貸借対照表及び損益計算書

**ウ 各納税証明書**

法人税、法人県民税（県内に事業所がある場合）、法人事業税（県内に事業所がある場合）、地方法人特別税（県内に事業所がある場合）並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

**エ 類似業務実績調書（様式7号）**

「5参加資格の要件」の(8)平成31年4月1日以後に国や地方公共団体等と受託又は指定を受けた研修事業及びそれに類する事業の受託実績を有することが確認できる書類(契約書や業務完了報告書等の写し)を添付すること。

### 1.1 企画提案書等提出に係る留意事項

- (1) 企画提案書等の提出については、1提案者につき1提案に限る。複数の提案はできないものとする。
- (2) 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することができない。また、提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書等は、提案者に無断で使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例(平成12年埼玉県条例第77号)に基づき公文書開示請求がなされた場合には、この限りではない。
- (4) 参加申請に係る全ての費用(企画提案書等の作成などに要する費用等)は参加希望者の負担とする。

### 1.2 審査

#### (1) 委託先候補者の選定方法

ア 県は企画提案審査実施要領に基づき、提出された企画提案書及びその他提出書類から事業の企画能力などを総合的に審査し、総合点が最も高かった1者を委託先候補者に決定する。

また、企画提案書を提出した者が1者の場合は、提案内容を総合的に審査し、本業務の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を委託先候補者として選定する。

イ 評価に当たっては、業務実施に当たっての基本方針、提案内容(セミナー及びワークショップ)、業務の管理体制及び事業経費について、別途定める審査基準により評価・採点するものとする。

ウ 企画提案書等に関して、対面又はオンラインで説明を求める場合がある。実施日程等については対象者に別途通知する。

#### (2) 審査結果の通知

全ての提案者に審査結果を電子メールで通知する。なお、審査及び審査結果についての問い合わせには応じない。

### 1.3 契約の相手方の決定方法

- (1) 県は、委託先候補者と業務履行に必要な協議を行う。協議が整った場合は当該委託先候補者から改めて見積書を徴収し、当該見積書の内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結する。

- (2) 委託先候補者との協議の結果、合意に至らなかった場合又は「5 参加資格の要件」を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、次点の事業者と改めて協議を行う。
- (3) 企画提案の選定後、委託先候補者と協議のうえ企画提案の内容に変更を加える場合、委託料の額を調整することがある。
- (4) 契約を締結する場合においては、契約金額の100分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。
- ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保険契約を締結したとき。
- イ 本県の競争入札参加資格を有する場合で、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を令和4年4月1日以後に2回以上全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められたとき。
- (5) 本業務の契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を予定する（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。
- 締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者には利用に係る費用負担は生じない。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。
- 電子契約の利用について承諾がない場合は、紙の契約書により契約を締結する。電子契約の利用承諾の有無は委託先選定の審査に影響しない。

#### 1.4 その他留意事項

##### (1) 提案の失格、無効

次の各号いずれかに該当する申込みは無効とする。

- ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの
- イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの
- ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの
- エ 指定する提出期限を越えて提出したもの
- オ 「10 企画提案書等」に示す提出書類がないもの
- カ 委託限度額を超える金額で見積書を提出したもの

##### (2) 企画提案競技の停止、中止及び取り消し

緊急時等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、企画提案競技を停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において当該企画提案競技に要した費用は埼玉県に請求することはできない。

## 1 5 問合せ先

埼玉県 産業労働部 商業・サービス産業支援課

住所 : 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1 (本庁舎 5 階)

電話 : 048-830-3761

電子メール : a3750-11@pref.saitama.lg.jp